

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成30年11月14日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による療養補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社（以下「事業場」という。）において、営業業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成29年4月10日の出張中に、電車内で転倒しかけて踏ん張った際に負傷し（以下「本件災害」という。）、同日、C医療機関を受診したところ、「変形性腰椎症（急性腰痛症）」と診断された。その後、同年10月14日、D医療機関を受診し、「頰椎症」（以下「本件傷病」という。）と診断され、同年11月21日をもって治療中止と判断された。また、請求人は、C医療機関受診後、同年4月25日から同年10月13日まで「腰部捻挫」、「頰部捻挫」の傷病名でE施術機関に通院し、さらに、同月26日から「頰部捻挫」の傷病名でF施術機関に通院し、施術を受け、同30年4月20日をもって治療中止と判断された。
- 3 本件は、請求人が、平成29年10月26日から平成30年4月20日までの期間におけるF施術機関の施術について、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は平成29年11月21日をもって治癒（症状固定）していると判断し、同月22日以降の療養費を支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月28日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は平成29年11月21日付けで治癒（症状固定）とした判断が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病について平成29年11月21日に治癒しておらず、平成30年4月20日までF施術機関で施術を受け、同日治癒となった旨主張するので、以下検討する。

(2) 労災保険制度上の治癒（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を意味するものではなく、業務による負傷又は疾病に対して医学上一般に認められた医療を行っても、その医療効果が期待し得ない状態に至ったものとされており、いわゆる完治の状態とは必ずしも一致しない。

(3) 請求人の傷病の治療状況をみると、本件事故当日である平成29年4月10日に請求人が受診したC医療機関においては急性腰痛症の治療がなされ、腰部固定帯固定が実施されているが、本件傷病に関する記載はない。その後、請求人は、同年4月25日から同年10月13日まで、E施術機関にて腰部捻挫、頸部捻挫の傷病名で施術を受けた。同施術機関の療養の給付たる療養の費用請求書の傷病の経過の欄には、「頸部下位について疼痛と緩解の繰り返しのため転医を薦める」旨記載されている。そこで、請求人は、同月14日、D医療機関を受診し、「本件傷病」の治療を受け、同医療機関を受診していた同月26日から同医療機関での治療終了後の平成30年4月20日までの間、F施術機関で頸部捻挫の施術を受けた。

(4) G医師は、平成30年3月15日付け意見書において、要旨、「平成29年10月14日の頰椎X-Pで頰椎症変化を認め、同年11月16日の頰椎のMRIにて頰椎症変化を認めた。頰椎症に対して、体操療法を勧めた。」と述べている。また、同年8月1日付け意見書において、要旨、「平成29年11月21日が最終受診なので、前回意見書と変わらず終了している。」と述べている。

(5) H医師は、平成30年10月10日付け意見書において、要旨、「災害状況により、損傷の程度は軽度であった。症状固定については、主治医意見書より平成29年11月21日で治療を終了しており、この時点をもって症状固定である。」と述べている。

(6) 上記のとおり、請求人の本件傷病が平成29年11月21日に症状固定していることについて、G医師、H医師の見解は一致しており、E施術機関での傷病の経過からも決定書に説示のとおり、同日に治癒（症状固定）の状態にあったものとするのが妥当である。

なお、請求人は、平成29年11月21日にD医療機関で治療中止と判断されたのは、納得がいかないとしているが、同日の症状固定を覆す資料は見当たらず、請求人の主張は採用できない。

(7) さらに、資料を改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

よって、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年4月24日